

ひとり親家庭医療費を助成します

配偶者のいない父・母と児童、または父母のいない児童について、医療費の自己負担分(高額医療費はのぞく)を助成します。

※受給者および同居している扶養義務のある方の前年の所得に対して所得税が課税されている場合は対象となりません。

◆認定後の助成の種類

【現物給付】

受給者証を医療機関に示し、助成金を差し引いて支払う方法

【療養費払い】

いったん自己負担を支払い、

後日役場で給付請求する方法

※県外受診の場合は療養費払いになります。領収書が必要です。

◆認定申請時に必要なもの

印かん、健康保険証

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

重度(心身障害児・者)医療費(福祉医療)を助成します

重度心身障害が児・者が医療を受けるとき、各医療保険の対象となる医療費の自己負担分を市町村が助成します。利用には受給者証が必要です。担当係で交付を受けてください。

世帯員の異動(転入・転出など)や健康保険の変更などがあった場合は、手続きが必要です。

◆対象者 ①②③のいずれかに該当する方)

①身体障害者手帳1級または2級の方

②療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)の方

③身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障がいと認定された18歳未満の合併障がいの方

※ただし、65歳以上で、平成15年10月以降に新たに①・②の認定を受けた方は、市町村民税非課税世帯の方のみ対象。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

消費税率の引上げにともない、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

この給付金は、平成26年度から実施しておりますが、消費税の引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

ただし、次の方は対象外です。

・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など

・生活保護制度の被保護者

・支給決定までに亡くなられた方

◆支給額

給付対象者1人につき1万5千円

◆申請手続

支給対象と思われる方に4月下旬に案内書と申請書を送付していただきます。申請書に必要書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期限 ※当日消印有効
10月31日(火)まで

◆給付方法
申請書受付後、審査のうえ支給対象者に振り込み
○お問い合わせ
佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
☎ 55-3112 (直通)

地域の支えあいの仕組みづくり 勉強会(生活支援体制整備事業)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域のつながりや活動を見直し、支えあいの仕組みをつくる「生活支援体制整備事業」について、住民の皆さんを対象に勉強会を開催します。

どなたでもご参加ください。

◆開催日 7月14日(金)

◆時間・場所

①午後2時～4時
総合センター2階大ホール